

第3回雇用・就労TF議事概要

1. 日時：平成19年4月9日(月)15:00~16:00
2. 場所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室
3. 項目：厚生労働省ヒアリング - 理容師・美容師資格の高卒要件について
4. 出席者：【規制改革会議】八田主査、白石委員、松本委員
【厚生労働省】健康局生活衛生課長 中垣英明氏
課長補佐 中臣裕之氏、課長補佐 梅澤雅男氏
【規制改革推進室】田中室長、初谷政策企画調査官 他
5. 議事：

(厚生労働省入室)

八田主査 お忙しいところありがとうございます。雇用・就労のTFを開催いたします。私は当TFで主査の八田と申します。では、説明をお願いできますか。

厚生労働省健康局生活衛生課長 中垣英明氏(以下「中垣課長」) 理容師と美容師はそれぞれ理容師法・美容師法に基づくもので、国家試験を行っておりまして、それに合格した者が免許を取ると理容なり美容ができるという業務独占の資格でございます。3つ質問をいただいておりますがこちらのほうでご回答の紙を作成しておりますので、これを踏まえてご説明したいと思います。まず、理容師試験・美容師試験の受験資格が原則高卒とされている理由についてということでございますが、理容師試験・美容師試験は、かつては中卒が受験資格でございました。しかし、一方、平成7年に議員提案により法改正が行われまして、原則高卒に改められたというものでございます。これに至る経緯でございますけれども、関係者によると、理容師が昭和22年、美容師が昭和32年に出来た資格だったかと思いますが、当時と比べますと、やはり高校の進学率が非常に上がっておりということとか、理容・美容で使うもの、いろいろ薬液とかいろんなものがあって、水準の高い知識が必要になってきたということで、業界の悲願があったようでございます。これを踏まえました、当時、平成7年6月の衆議院厚生委員会におけます、この法律の一部改正につきましては、委員長提案で各会派全会一致の可決をしております。その趣旨といたしましては、わが国における理容業・美容業において科学技術の進歩、生活の向上、文化の向上、ニーズの高度化など、衛生水準の維持向上、理容師法・美容師法の目的の意識の中には、公衆衛生の確保があるのですが、そういったもの

を踏まえたことだろうと思います。資質の向上に資するために受験資格の改正その他所要の改正を行うという中で、原則、中卒の資格を高卒に変えるとなっております。ちなみに、この際には、従前中卒が資格になっておりましたときは、理容師・美容師の免許は都道府県知事の免許でございましたけれども、これが高卒に変わった際に、大臣免許に変わっております。ただ、提案理由説明の中でも、当時において相当数の中卒の方々がいらっしまったという実態がございますので、中卒の方にも配慮を行うようにという形ですね、理容師試験・美容師試験の受験資格を改正することに伴い、中学校を卒業した者の就業機会を狭められることのないよう、中学校等卒業についても、当該者については理容師・美容師になれるよう、関係団体のニーズを十分聞いたうえ、適切な措置を講ずるといふこととされております。こういった形で引き上げられたわけですが、その従前の受験の状況その他から、中卒においても当分の間は受験できるようになりましたので、その上で関係団体から十分な意見を聞くということでもございましたので、私どものほうでもいろいろ検討会などを行ったようにございますが、そこで出てきた結論が2で書いたものがございますような入所試験、講習となっております。入所試験につきましては、中卒者につきましては理容師養成施設・美容師養成施設における教育が支障なく受け入れられる程度の学力を担保するということ、一定の学力の担保ということで試験を実施いたしております。試験科目につきましては、一律に示すのではなくて各養成施設が必要と認める科目について行うという形になっております。講習につきましては、理容師養成施設・美容師養成施設では原則高卒者を対象とした教科目の学習ということでございますので、理容・美容に関係の深い高等学校の基礎の課目にかかる講習をやっているということでございまして、理容師・美容師の国家試験の中で、理容物理、理容化学、理容保健とかそういったものもございまして、こういったものを踏まえまして、課目を決めているところでございます。3番目の理容師養成施設・美容師養成施設につきまして中卒者の受け入れを義務付けるということでございますが、まず、養成施設につきましては、大学・短期大学といったものもございまして、中卒者の受け入れを義務付けるというのは不可能なものがあるというのが、まず前提としてございます。また中卒者の受け入れを義務付けた場合には、講習の実施ということで現在中卒者を受け入れていない養成施設にとって負担が増加するということ。それからの3の に書いてございますけれども、養成施設に対する定員の充足率が非常に低いということでございますので、現在でも中卒者が入りにくいとは考えられないのではないかということ。毎年相当の人数の中卒者が合格しているということでございますので、理容師・美容師養成施設につきまして一律に中卒者の受け入れを義務付けるということはどうかな、ということでございます。いずれにいたしましても、平成7年に変わった制度でございますが、こういった形で原則高卒に変えることとなっております。今も中卒の方、必ずしもそのニーズに答えられていないということはないと思っておりますので、まずこんな形での答えとさせていただきます。

八田主査 ありがとうございます。すべての養成施設で中卒者、高校中退者を受け入れているわけではないということの理由は、基本的には追加の課目を用意するのが非常に大変だということですか。

中垣課長 講師の方が別途必要になることがありますでしょうし、あるいは非常にチャンスが少ない中でやっても割に合わない、同程度の学力を持つ方がいないと効率の面からも上手くいかないのだろうと思います。

八田主査 身近に中卒を受け入れてくれる施設がないと高校中退の人などが美容師さんになりにくい。しかしより基本的な問題は、追加的な授業の課目を取らなければいけないという義務づけが、間接的には障害になっているということですね。

中垣課長 それが障害というか。

八田主査 追加の課目の講師を見つけるのがかなりお金がかかるため、これを用意する学校が少なく、したがって、中卒の人が美容師になるのがかなり難しい状況になっているのですね。

中垣課長 ただどうでしょうか。実際にはかなりのところが受け入れをしており、例えば1割2割しか受け入れということではございませんで、大体理容の養成施設で8割、美容で3分の2が中卒の方の受け入れをしております。

八田主査 手元の統計では、高卒要件ができてから中卒の方の入学者数の割合とか、全体に占める入学数などの割合は減っているのですけれども、その割合の低下の原因はどこにあるというふうにお考えですか。養成する学校の数が減ったことが原因かなと思ったのですが。

中垣課長 養成する学校自体はあまり減っておりません。理容と美容を分けて考えますと、今、理容師については人数横ばい、美容師はどんどん増えているという状況でありますけれども、基本的には高校の進学率が伸びているということ、あとは就職の場の変化とかといったものがあるかと思えますけど、合格率で見えていくと、中卒の方が前と比べて極端に下がっているということはないと思えますが。

八田主査 平成10年と平成14年を比べるとかなり下がっているのですが、もうちょっと長期の統計をみることはできますでしょうか。例えば全体に占める入学者数の中卒

の入学者数の割合、ある程度前からちょうどこの高卒要件化が始まるころをはさんで前後、そういうデータはありますか。

中垣課長 前は中卒要件としてとっておりませんので、今回お出しした資料につきましても、全体ではなく、わかっている部分で出しましたので、遡ってというのは難しいですけど。

八田主査 お役所のほうとしては、この効果、この試験の結果、特にトレンドが変わったとか、変わってなかったのか判定する基準を持ち合わせていないということですね。

中垣課長 そうですね、結果として中卒者の割合が減ってきているのは事実なのですが、それは今回、これによるものなのかどうなのか、これによる効果かどれほどのものかというのは。

八田主査 判定する基準はない。

中垣課長 はい。

八田主査 わかりました。

白石委員 理容師養成施設で8割、美容師養成施設で3分の2が中卒を受け入れていて、100%にならないのは追加的な授業のために別途先生を雇わなくてはいけないということですけど、今、ビデオ講義とかいろんな便利なものがありますよね。そういう追加的なものについては各学校でビデオ講義をやれば、そういうご懸念はなくなるんじゃないか。先生だけの問題であるのであれば。

中垣課長 今でも通信といった課程のものもございまして、それでやれる人はやっているんだと思います。あと、全体としては、先ほど申し上げましたように、充足率が低いので、理容で2割、美容で6割、学校によって千差万別でございまして、高卒者だけでも定員が埋まってしまうようなところは、あえてそうやってやる必要はないのかもしれないですね。今、こういった理容師・美容師に限らず、いろんな資格養成施設につきまして原則自由な形になっており、枠が増えております。差ができていないと思います。

八田主査 高卒を要件にした目的は公衆衛生のためですね。

中垣課長 そうですね。当時高卒の人が増えてきたということが一つ。薬剤とかそういったものを使うということでレベルが上がってきたこと。

八田主査 今の現代社会 35 時間、化学 35 時間、保健 35 時間のうち、現代社会と保健を除いて化学だけを要求するということにはできないのですか。

中垣課長 保健というのは体の構造なりなんんりの話が出てまいりますので、人に触る業種なので、そこは重要なのかなと思います。

八田主査 実際に美容師学校は必要なことに厳選して教えるようにしてはどうでしょうか。例えば、美容師学校でオームの法則を習うだとか、何のために習うのかわからないということを美容師さんたちから聞くわけです。それは置くとして、中卒が入るための障害のところは、本当に必要最小限のものに絞ってもいいのではないかと思うのです。高校中退の人の道が完全に閉ざされているわけです。こういう大きな障害、たぶんきつい人たちがさらにいろんな課目を余計に取って、お金もその分使って、それから、必ずしもこの学校でも用意されていないというわけですから、このバリアーをなるべく低くして、ただし、法の目的には沿うような形にすることはできないものでしょうか。

中垣課長 今主査がおっしゃったように、中退の方とかそういった方たちに道を開くという意味ではそうだったのでしょうが、一方で平成 7 年の法改正の趣旨としては、そもそも中卒だった資格を高卒に変えようということで、法律の本則では変わっているわけです。したがって、そこを非常に低くするということは、かえって、このときの法改正の趣旨とは離れたものになってしまうので、そのときの立法府の意志と離れてしまうので。

八田主査 公衆衛生のために主たる目的であったとすると、例えば現代社会とか、保健とかを、実際機能的にはこれで十分だということに絞っていくという努力をする必要があるのではないのでしょうか。

中垣課長 そもそもそういったものでよいのか、本当は高卒なんだけれども、当時の状況等を考えて当分の間、中卒の人にもとしておるわけですから、まだ 10 年は経っておりませんが、そういった意味でいくと、確かに中卒の方が理容師なり美容師になりやすくするという目的があるのかもしれませんが、むしろ理容師・美容師について一定の基礎を持った方になってもらうということでいきますと、そこはむやみに下げってしまうのはどうなのかなと。もちろん、公衆衛生の部分ではおそらくそうだと思いますが。

白石委員 今美容師余りなんですよね。全国で 20 数万店も店舗数があり、人材も相当余っていて、経営者側にとってほしい人は、技術力があって、センスがあって、今のトレンドについていて、客当りがよい人なんですよね。知識の多寡ではないんですよ。美容院の現場を見てますと、パーマでも 1 液 2 液とかトリートメントとか卸会社から店に来るので、あるものを使うんですよ。デジタルパーマとかいろいろ新しい技術が入ってきてても、その機械を入れればそこで新たな研修というものが行われて、あなたそれ美容学校で習ってきたの、いや、私たちがいた時代はそういうものはありませんでしたから、ということで、美容技術は日進月歩で、社会に出てからいろいろ研修する仕組みを組み込んでいるんですよ。そのように考えれば、最低限必要なところだけを教えて、あとは OJT で技術をうまくなっていく方が理にかなっていますし、そのときに学歴とか、知識の多寡とかまったく経営側にとっては関係ないんですよ。メーカーから入ってくる薬の種類も多くなっていますし、日々勉強していかないとそれに追いつかないんですよ。美容学校を出て、受験するときの要件だけではもう勝負できなくなっているんですよ。そういう点ではこの議員立法というのは現実にそぐわないのではないのでしょうか。

中垣課長 現実にいろいろな資格があって医療系の資格というのいろいろありますけれど、医師から始まっているいろいろな資格があります。そうやって見ていくと、中卒資格のものはあまりないんですよ。このときのやりとりをしてみると、資格制度は多く、一定のレベルを保つために政府提案で行われたものもありますけれど、議員提案で作られた資格もかなりございます。資格制度は基本的には業の方たちが自分たちの地位を確立するなどいろんなことがあってできてくるんだらうと思うんですね。今白石委員のおっしゃったように、理容師・美容師、全体的には相当な人数がいらっちゃって、美容院はどんどんできてどんどん無くなっているという形になっておると思うんですけれども、その中で OJT が必要というか、資格をとった後、すべての資格についてそうなんだらうと思うんですけれども、そこが現在の形がですね、中卒・高校中退の方にとって非常に重荷になっているとは私どもは聞いたことがないものですから、もしお聞きになっているのであれば。

八田主査 中卒の人は美容師になれないと諦めているということはよく聞きます。実際、法改正のあと中卒の割合が減っていますよね、平成 10 年と平成 14 年を比べると。だから、目的が公衆衛生のためということならば、そこだけ担保すればいいので、そこに必要最小限のものに絞り込むのは、なんら矛盾しないのではないかと思うのですけれども。

中垣課長 もともと、先ほどちょっと申し上げました理容物理・化学とありますが、じ

や物理も入れたらという意見があったんですが、それは無理だろうということで外しているようです。公民みみたいなものについては、接客その他があるのでおそらく入れておるのだろうと。

八田主査 政府の再チャレンジの方針というものがあるわけですから、もともとの立法精神と矛盾しない範囲でなるべく再チャレンジを助ける仕組みとすることはかなり重要なことだと思う。白石委員がおっしゃったように、その試験に受かったら必ずしも全部が職に就くわけではなくて、最低限の資格をそこで得て、その後OJTを上手くやった人が伸びていけるようなチャンスを与えるということですから、高校中退の人に対して最初から門戸を閉じてしまうということはまずい。なるべく障害は低くしてあげたほうがいいのではないかと思います。

中垣課長 現実にそういった負担だという声はあるのですか。私どもでは聞いたことがない。

八田主査 私は個人的には聞いています。

中垣課長 そうですか。

八田主査 門戸はなるべく広げたほうがいいと思われませんか。非常に積極的な理由があれば障害を設けたほうがいいわけですけども、特定の目的があるならば最小限の要求に下げたほうがいいと思いますよね。そちらのほうには今は触れませんが、通常美容師さんの試験自体が美容師さんにとって何の役にも立たないと言うのを美容師さんからよく聞きます。実技ですら、なにしろ数年前までは、やって欲しいという人が少ない難しい科目の試験だけがあって、カットの試験がなかったんですから。

中垣課長 やったことと実際やることは、我々も公務員試験でやったことが今の仕事に関係あるかどうかわからない。

八田主査 公務員は我慢の試験ですから。役に立たないことを勉強する我慢ができるかどうかですよ。内容はどうでもいいんですよ。

白石委員 学校出てきて平均で、シャンプーやったりカールしたりするアシスタント的な期間というのは平均で5年ですよ。普通、一般企業であれば、5年金を稼げない、ひとり立ちして金を稼げないというのは、まずないですよ。ハサミ持って切れるのは平均5年目からできるので、5年間もって実技を前倒して美容学校で技術をきっちり教え

ていれば、早く一本立ちできるようになりますよ。

中垣課長 学校も短いですよ。5年もやっているわけではないですからね。

白石委員 いやいや、物理とか、化学をやるよりも、実技中心のカリキュラムに変えていただいたほうが、即戦力として役立つんじゃないかということ。

中垣課長 それはまさに、委員が求めている理容・美容なりと、そうじゃないものとは無理だろうし、ちょっと違うのではないかと。

白石委員 そうじゃないものとは何ですか。私が求めている以外のものとは具体的にどのようなことですか。

中垣課長 理容師なり、美容師なりの地位みたいなものを考えていく際に、単なる髪を切ればよいのか、というところはあるのだらうと思います。

白石委員 単なる髪を切ればよいだとかは一言も申しておりません。

中垣課長 カットのテクニックだけを早くやればよいと言うのは。

白石委員 お客様が求めていることは、美容や衛生の知識ではなく、センスのよい技術なのではないか、それに対して対価を払っているわけですよ。カリスマ美容師なんていうのは、ひとりカットするだけで1万円から2万円稼げるその人の持つブランド力とセンスにお金を払っているわけですよ。その人の持っている知識量に払っているわけではないですよ。

中垣課長 でもそれは知識と全く無縁のテクニックかどうかはわかりませんよね。

白石委員 いやそれはあるともないともいえないでしょ。目に見えるものに対価を払っているわけで、それに対して満足度が高いからお金を払っているわけで、その人の頭の中には知識量にお金を払っているわけではないですよ。結果としてその人が持っている技術・テクニックにお客さんはお金を払っていると思いますよ。

八田主査 できるだけ門戸を開放して、いろんな才能がある人ができるだけ入ってこられるようにすることが肝心です。こういう試験は最低限の衛生のこと等については試験するけれども、それ以上のことはOJTできるようにしましょうということです。

中垣課長 一定以上の能力を持った人っていうのは、確かに今おっしゃったように、余分なエクストラコストを取ってやっていく人がいてもよいのだろうと。我々の考える資格制度はむしろ最低限の保障ですから、そこにおいて理容師も美容師も実技の試験をやっていますけれども、それだけではどうなのかなと。そこは疑問的には一定のものがあるという前提で技術の高い人を選んでいると思うんです。顧客は。

松本委員 一定のものというのがよくわからないんですが。髪切ったりという中でそんなものが要求されるとはとても思えないし。トレーニングしている間に人格とか磨かれていくわけだし、サービスやって会話しているうちに楽しい人がどういう人だとか、教養レベルとかは、サービスのクオリティによってくるわけでお客さんが選ぶわけだから、国でそんなものを決める必要は何もなくて。

中垣課長 いやいや、一定のものを超えたところはそれで良いんだけど。こんなこと言っちゃいけないんだけど、じゃ、理容師はどうでもよくて、医師はどうなんですか。そこはどうなんですか、みんないいのですか。

八田主査 とりあえず、ここで中卒の人に対するバリアーを下げるために工夫できないでしょうか、ということを行っているんですよ。現代社会 35 時間、化学 35 時間、保健 35 時間の講習を中卒に対して追加的に要求している。高卒でない人のために追加的に何を習えば十分なのかという検討をどういう機関がやっているのか、それがあ意味客観的な人たちがやっているのでしょうか。自分たちでやればなるべくバリアーは高くしたほうがいいですから、参入制限をする当事者ですからね。そうではないところで本当に必要最小限のものにしてしていると評価する仕組みがあるのか。

(白石委員退室)

八田主査 試験の科目の内容は施行規則で決まっているのですか。

厚生労働省健康局生活衛生課課長補佐 中臣裕之氏(以下「中臣補佐」) 通達でございます。

八田主査 時間数が通達。

厚生労働省健康局生活衛生課課長補佐 梅澤雅男氏(以下「梅澤補佐」) 科目も時間数も通達でございます。

八田主査 こちらの課の責任でやってらっしゃるというわけですね。

中臣補佐 法律の附則に文部科学省と調整して、ということが書かれておりますので、両省で協議の上でやっています。

八田主査 実際問題として、アプローチする方法がいろいろあると思うのですが、もっとも再チャレンジの一環としてやりうる方法として、養成学校で習うために、必要な最小限度のものに精選するというにさせていただくことはできませんでしょうか。

中垣課長 施行されてから何年か経っていますし、私どもとして、理容・美容についてもいろんな問題があることは意識しておりますので、全体として養成のあり方として検討していかなくちゃいけないと思っております。これに限らず、いろんな意見が寄せられておりますので、その中で議論をすることは可能だと思っております。

松本委員 理容師の試験に受かったあと、美容師になるのにまた同じ2年がかかるというのは、どうしてそんなことになっているのですか。現代社会とか同じことをやるのですか。

中臣補佐 一部緩和しているはずですよ。

松本委員 一部ではなくて、全面緩和してもいいわけでしょう。

八田主査 今松本委員がご指摘になったのは重要な点だと思います。中卒で美容師さんになるため追加的な科目試験を受けて美容師学校に入った人が卒業した後で、理容師にもなりたいときは、もう1回追加的な科目試験を受けて理容師学校にいかなくちゃいけないということになっているわけですか。

梅澤補佐 いや、そこは緩和されております。

八田主査 1回受ければよい。

梅澤補佐 はい。例えば、高校卒業の方でも理容師養成施設を卒業された方がもう1回美容師養成施設に入る場合については、重複している科目については免除をするということが。

松本委員 最近ですか。

梅澤補佐 いや、この法律ができたときからです。

松本委員 2年と書いてありますが、2年行かなくていいのですか。

梅澤補佐 いえ、課目数の中身を免除させていただくので、実質は、カリキュラムの組み方によると思うのですけど。

八田主査 僕の友達で1990年代の末に理容師と美容師の両方の資格を通信で取った人がいるのですけど、どの課目も免除されることなく完全に重複して取ったということでした。座学だからほとんど同じだったということを行っていますね。彼の一番の不平は、授業料が全く減らせず2倍払ったということです。しかし、今の中卒のことに直接関係あるところは一応手当てされているということですね。実はこのことについて今伺ったので、今後我々としてもどういうふうをお願いしていくかということを考えています。私の身近な例としては、もう2、30年前になりますけれど、中卒で理美容師さんになって、23歳で辻堂に理容院の店を出したという人を知っています。この人は10代のときから繰り返し銀行からお金を借りてきちんと返せるということを証明して。だんだん大きな額が借りられるようになり、小さな店でしたが独立しました。お父さんは警察官なのですが、全く自力で店を持った。近所の喫茶店を開く人なんか、どこに場所を選べばよいか彼女に相談するようしっかりした人でした。彼女の場合、中卒で始めたからそれほど若く独立できたわけです。彼女が高校を卒業するためもうちょっと後に資格を取ったならば、景気の関係から融資を得られず、20代で独立できなかったかもしれない。あの時点で中卒でやれたから上手くいった。彼女にとっては天職みたいなものですから。高校なんか行く必要はなかった、さっさとやってよかった。そういうチャンスを今の仕組みが失わせてしまったわけです。現在で重要なのは、おそらく中卒というより高校中退者だと思うのですけれども、そういう人たちにチャンスが与えられるような仕組みになって欲しいというのが、我々の望みです。

中垣課長 私どもとしては、法律で定められているとおりで今の時点で十分対応できるのではないかと考えておりますが、より緩和をできないか、というのが今の主査のご発言ですね。

八田主査 法律自体は変えるというのは大仕事になるわけですね。

中垣課長 議員提案で全会一致でやっておりますので、それを政府提案で別のことをや

るといのは基本的に難しいと思います。

八田主査 高校中退者が受けやすくなるような手立てというのは、少なくとも主なところでは、今の課目の削減というところがひとつあるのでしょうか。その際、通信がかなり主体になっていると思うのですが、通信を使うことによって、バイパスができているということでしたが、その辺についてお話しいただけますか。

中垣課長 高卒の方々はそのまま専門学校に行っておるのですが、一方、通信の方たちの調査を見ますと、現実では理容所なり美容所なりの紹介でという方がかなり多くて、それは理容所なり美容所なりの中で下働きをやっておって行っている人がかなり。

八田主査 通信は中卒でも授業を受ける資格があるわけですか。

中垣課長 あります。

八田主査 美容師学校はないと。養成所に行くには特別な試験を受けないと入れない。

中垣課長 同じです。通信をやるにしてもこの講習はやらなきゃいけない。

八田主査 そこに行かなくてはならないわけですね、まずは。

梅澤補佐 講習も通信教育のやり方を認めておりますので、そういったことはありません。

松本委員 具体的な物理的な場所について何か規定はあるのか、講習について。

梅澤補佐 通信教育でも結構です。

八田主査 スクーリングは。

梅澤補佐 あります。

松本委員 理容師と美容師の違いはかみそりを使うか使わないかみただけだと思うのですが、一本化できないのですか。なぜ一本化すると問題があるのですか。

中垣課長 ここでも何度かお話をしている経緯があるのですが。理容なり美容なりのそ

それぞれのやり方が違うということで、ご説明させていただいている。

松本委員 客の方から見たら、僕はいつも美容室に行っているけれども、床屋だろうとどっちに行こうが関係ない。

八田主査 これは本格的にやりましょう。これは大きな問題で当然法律の改正を伴いますよね。

中垣課長 そうですね。もともと法律を分けて、別の法律です。

松本委員 時代は変わってきているからね。

八田主査 アメリカの床屋なんて電気カミソリでやるところはいくらでもありますからね。別に刃物をつかうところは必要ないし、いろんなところが変わっていくと思いますよ。それでもうひとつ、中卒について伺いたいのは、現状、現代社会 35 時間、化学 35 時間、保健 35 時間、この追加的なカリキュラムを受けるために要するだいたいの金額とか、期間とかどのくらいでしょうか。

中垣課長 2 週間程度。

八田主査 金額のほうはいくらでしょうか。

中垣課長 金額はこちらのほうでは規制しておりませんので、はっきりはあれなんですけれども、大体昼間の課程で平均 4 万円くらい、通信課程で平均 1 万 6 千円、ただこれはいくつかのところに聞いただけなので。

八田主査 2 週間全体で 4 万円。美容師学校の全体の授業料はどのくらいですか、2 年間で。

梅澤補佐 2 年トータルで 150 万円とか 160 万円とか。

八田主査 その中の比率としては中学の部分が 4 万円だとしたら、そんなに大きな比率ではありませんね。座学、実技の割合はどのくらいですか、時間数としては。

梅澤補佐 カリキュラム全体が 2 年間で 2,000 時間なのですが、座学が 1,200 時間、実技が 800 時間でございます。

八田主査 それから、これは直接中学の話には関係ないですが、先ほどおっしゃった理容師さんと美容師さんの重複するところに関してはスキップできると。座学に関して1,200時間、ほとんどスキップできると。

梅澤補佐 全部ではございません。関係法規、衛生管理、保健、物理化学、この課目について学校の実情に応じてスキップさせることを認めております。

松本委員 何時間くらいですか、1,200時間のうち。

梅澤補佐 330時間ですね。

八田主査 330時間をスキップできると。そうすると、別に半年になるわけではなくて、3ヶ月か4ヶ月くらいということなのですね。

松本委員 なぜもっとスキップできる時間はないのですか。

梅澤補佐 その他、課目がいくつか、例えば、実習をやる上で、その前に必要な技術を座学として覚えるとか、という課目もあるんですけども、そういったものについては、それぞれ理容師さん・美容師さんで使う器具ですとか、やり方が異なりますので、美容学校で習った方でももう一回理容学校に入る場合には、再度勉強していただくということで、共通する課目のみをスキップできるという形にさせていただいております。

八田主査 例えばパーマとかはどうなるのですか。

梅澤補佐 男性のパーマと女性のパーマは技術が違うという整理をしております。

八田主査 わかりました。どうもお忙しいところありがとうございました。

(厚生労働省退室)

(以上)